

令和3年3月22日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部改正について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合には、その価額は法律により地方の時価によって厚生労働大臣が定めることとされています。

この度、本年4月1日より、厚生労働大臣が定める現物給与の価額が一部改正されることになりましたのでお知らせいたします。同日以降に適用される資格取得届・月額変更届等の現物によるものの額につきましては、別表をご参考のうえ、届出いただきますようお願いいたします。

なお、現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<注意事項>

食事で支払われる報酬等については、現物給与に相当するもののうち、告知額の3分の2以上に相当する額を食費として徴収されている場合には、現物による食事の供与はないものとされます。

ご不明な点がございましたら、業務課までお問い合わせください。

令和3年4月から現物給与の価額が改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、令和3年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。

この現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1カ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1カ月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
北海道	21,000	700	180	250	270	1,110	時 価 自社製品 通勤定期券 など
青 森	20,400	680	170	240	270	1,040	
岩 手	20,400	680	170	240	270	1,110	
宮 城	20,400	680	170	240	270	1,520	
秋 田	20,400	680	170	240	270	1,110	
山 形	21,300	710	180	250	280	1,250	
福 島	21,000	700	180	250	270	1,200	
茨 城	20,700	690	170	240	280	1,340	
栃 木	20,700	690	170	240	280	1,320	
群 馬	20,700	690	170	240	280	1,280	
埼 玉	21,000	700	180	250	270	1,810	
千 葉	21,300	710	180	250	280	1,760	
東 京	21,600	720	180	250	290	2,830	
神奈川	21,300	710	180	250	280	2,150	
新 潟	21,000	700	180	250	270	1,360	
富 山	21,300	710	180	250	280	1,290	
石 川	21,600	720	180	250	290	1,340	
福 井	21,900	730	180	260	290	1,220	
山 梨	21,000	700	180	250	270	1,260	
長 野	20,100	670	170	230	270	1,250	
岐 阜	20,700	690	170	240	280	1,230	
静 岡	20,700	690	170	240	280	1,460	
愛 知	20,400	680	170	240	270	1,560	
三 重	21,000	700	180	250	270	1,260	
滋 賀	21,000	700	180	250	270	1,410	
京 都	21,000	700	180	250	270	1,810	
大 阪	21,000	700	180	250	270	1,780	
兵 庫	21,000	700	180	250	270	1,580	
奈 良	20,400	680	170	240	270	1,310	
和歌山	21,000	700	180	250	270	1,170	
鳥 取	21,300	710	180	250	280	1,190	
島 根	21,300	710	180	250	280	1,150	
岡 山	20,700	690	170	240	280	1,360	
広 島	21,000	700	180	250	270	1,410	
山 口	21,000	700	180	250	270	1,140	
徳 島	21,300	710	180	250	280	1,160	
香 川	21,000	700	180	250	270	1,210	
愛 媛	21,000	700	180	250	270	1,130	
高 知	21,600	720	180	250	290	1,130	
福 岡	20,100	670	170	230	270	1,430	
佐 賀	20,700	690	170	240	280	1,170	
長 崎	20,700	690	170	240	280	1,150	
熊 本	21,000	700	180	250	270	1,150	
大 分	20,700	690	170	240	280	1,170	
宮 崎	20,100	670	170	230	270	1,080	
鹿 児 島	20,700	690	170	240	280	1,110	
沖 縄	21,600	720	180	250	290	1,290	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

●住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。

●計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。

●洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。